

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

2024年4月10日

- 1 計画等の案の名称  
北海道庁旧本庁舎条例（仮称）素案
- 2 参考資料の名称
  - (1) 北海道庁旧本庁舎条例（仮称）素案の概要
  - (2) 重要文化財 北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）保存活用計画
  - (3) 赤れんが庁舎リニューアル基本指針
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法  
北海道のホームページ（総務部イノベーション推進局財産課ホームページ）に掲載  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gzs/akarengapabukome.html>)  
上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。  
ア 北海道総務部イノベーション推進局財産課（道庁本庁舎5F）  
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）  
ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー  
※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。
- 4 意見等の募集期間  
令和6年4月10日（水）～令和6年5月9日（木）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総務部イノベーション推進局財産課
  - (2) ファクシミリ 011-232-1139
  - (3) 電子メール somu.zaisan1@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和6年6月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
  - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
  - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
  - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
  - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先  
総務部イノベーション推進局財産課  
電話 011-204-5055